

ともにつくりよう。コミュニティ・スクール

学校と地域が一体となり 同じゴールをめざす

コミュニティ・スクールの導入により地域と学校の「共通の目標」が設定されることで、それぞれが主体的な姿勢で学校運営に取り組むことができます。互いが相互補完的に役割を分担することで、異なる立場からの積極的な働きかけが可能になり、子どもへの教育効果も高まります。



Keyword

「熟議」をしよう

熟考して協議することを指す「熟議」は、対話における重要な手法。積極的に取り入れ、一人ひとりの思いを尊重できる場を作りましょう！



column

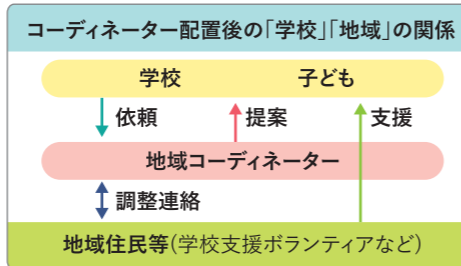
「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の両輪について

コミュニティ・スクールで話し合われた取り組みは、地域学校協働活動で実践されます。目標やビジョンの共有により地域住民の参画や活動が広がり、地域と学校の連携・協働を一体的に推進することができます。



地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）について

地域コーディネーターは、学校と地域をつなぐ橋渡し役として、地域学校協働活動を推進する人材です。関係者間の連絡および調整、情報共有を行い、企画運営を支えます。また、地域人材の確保や情報収集なども行い、子どもたちの学びや体験の機会を広げる役割も担っています。豊島区では、多様な課題の解決に社会総がかりで取り組む仕組みや子どもたちの成長を地域全体で支える体制をつくるため、コーディネーターの配置を進めています。学校運営協議会委員との兼任で検討内容の実行が円滑になり、学校と地域の信頼関係もより深まります。



学校と地域コーディネーターとの情報交換

両者の連携において、校長先生や副校長先生、教員の方々との情報交換はとても重要です。日頃から相談しやすい関係を築くことで、課題の解決にもつながります。校長先生からも「お茶を飲みながら楽しく情報交換したいので、気軽に学校や校長室に立ち寄ってください」とコメントをいただいています。



ある小学校での取り組み事例

きっかけ

「教員一人では生徒全員に対するかけ算の習熟度チェックが難しい」という相談が地域コーディネーターに。

取り組み

地域で協力できる人を探し、授業の際に複数人でかけ算の習熟度をチェック。

成果

子どもたち全員の習熟度確認ができ、例年よりも多くの子どもが9の段までマスターできるようになりました！



みんなでつくりよう。
「地域とともにある学校」

豊島区コミュニティ・スクール 推進ガイドライン概要版

令和8年3月 豊島区教育委員会



みんなで作ろう。「地域とともにある学校」

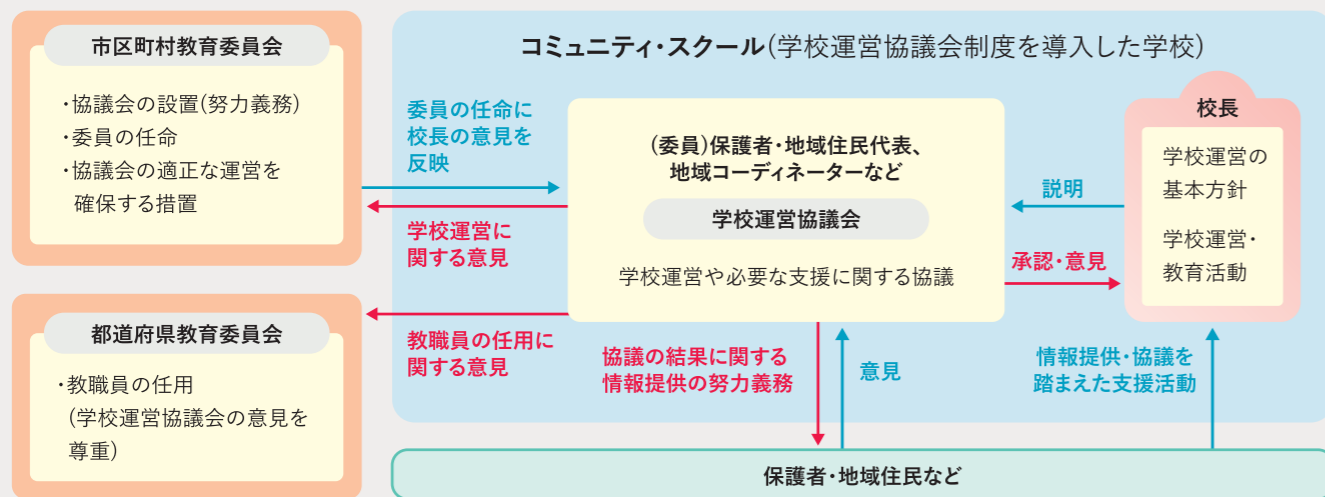


コミュニティ・スクールと地域 学校協働活動 で、学校と地域が手を取り合う

コミュニティ・スクール (CS)

学校と地域がともに学校運営に取り組む

コミュニティ・スクール (CS) とは、学校運営協議会を設置した学校のことです。教育委員会が任命した委員が学校運営について話し合い、よりよい学校づくりに生かします。学校と地域住民が協力することで「地域とともにある学校」への転換と「社会に開かれた教育課程」を実現します。地域の声を生かし、地域一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



コミュニティ・スクールにより「期待できる効果」

効果 **1** 保護者・地域と子どもの距離が縮まる

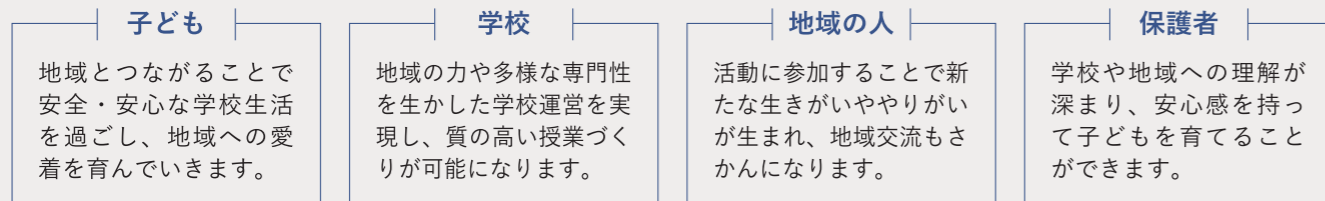
顔見知りの関係になることで交流を創出。学校課題への協働対応や災害時の連携など、地域一体で子どもを育む体制が整います。

効果 **2** 子どもたちの学びや体験の充実

地域の専門性や特性を生かした教育活動が実現。子どもたちがより豊かで多様な学びや体験を積むことができます。

効果 **3** 保護者や地域の理解と協力を得た学校運営

保護者や地域住民の学校運営への理解と協力が拡大。「役割分担」によって教職員が子どもたちと向き合う時間が創出できます。



学校運営協議会の役割

学校運営協議会は、地域との連携・協働体制を継続的に支える仕組みです。主な3つの権限・機能を持ち、関係者は当事者意識を持って地域や学校の課題へ取り組みます。

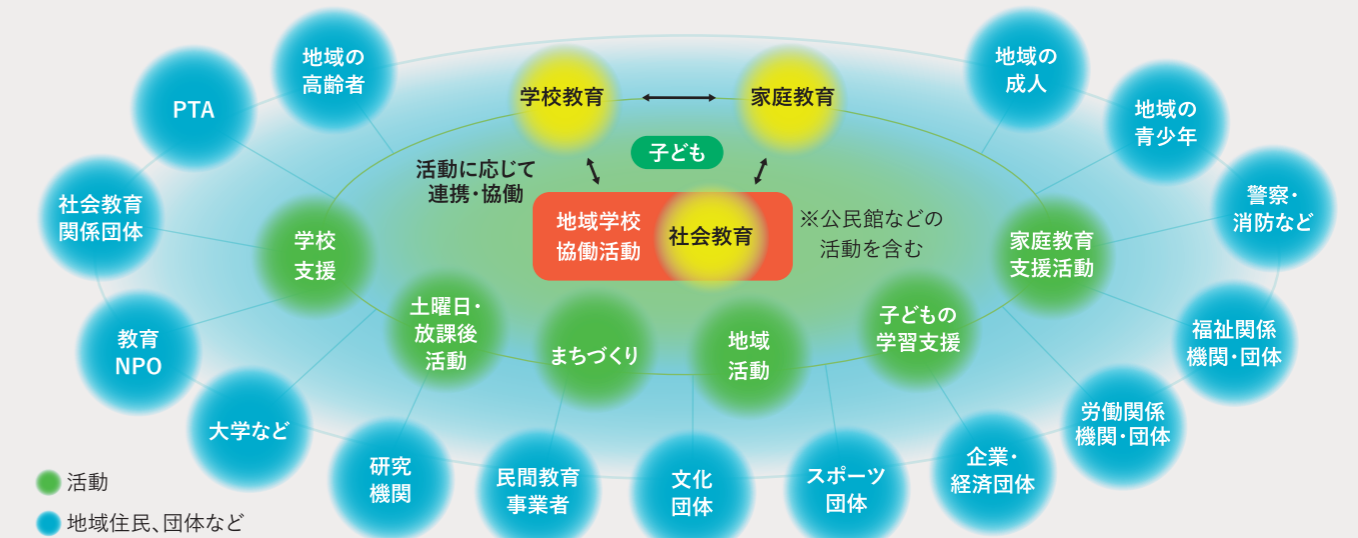
主な3つの権限・機能

- 必須** ● 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 任意** ● 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 任意** ● 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる ※特定の教職員を異動させるなどの個人的な意見を述べることはありません。

地域学校協働活動

地域全体で子どもたちの学びや成長を支える

地域学校協働活動とは、地域住民や保護者、学生、企業、NPOなど幅広い人々が参画し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みです。学校と地域がパートナーとして連携・協働し、「学校を核とした地域づくり」をめざします。放課後や休日の学習活動、ボランティアや体験活動、地域の学びを生かした教育活動などが行われます。



文部科学省「地域学校協働活動パンフレット」参考

地域学校協働活動の規定 (社会教育法第5条第2項)

- 学校の授業終了後又は休業日において学校・社会教育施設などで行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設などで行う教育活動、その他の活動

地域学校協働活動の事例

学びによるまちづくり・郷土学習

「ふるさと」について学び、地域への理解を深める／地域での職場体験／郷土の芸能や文化を学ぶ活動



放課後子ども教室

放課後などに全ての子どもを対象に行う学習や体験・交流活動

地域未来塾

教員OBや大学生などの地域住民の協力による学習支援

学校に対する多様な協力活動

登下校の見守り／花壇や通路等の学校周辺環境の整備／子どもたちへの本の読み聞かせ など



家庭教育支援活動

不登校傾向のある子どもなど、寄り添いが必要な子どもへの対応について保護者が学びあう機会づくり

地域行事(イベント、祭、ボランティア)への参画

地域行事のボランティア／お祭りでの伝統文化・芸能の発表や演奏／防災訓練への参画 など

